

○ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

(第六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(障害者及び特別障害者の範囲)</p> <p>第十条 法第二条第一項第二号（障害者の意義）に規定する政令で 定める者は、次に掲げる者とす。</p> <p>一 精神相談所、三十三年法規第十八号精神障害者号に規定する者 二 健康福祉省長官が第百二十号に規定する者</p> <p>(障害者及び特別障害者の範囲)</p> <p>第十一条 法第二条第一項第二号（障害者の意義）に規定する政令で 定める者は、次に掲げる者とす。</p> <p>一 精神相談所、三十三年法規第十八号精神障害者号に規定する者 二 健康福祉省長官が第百二十号に規定する者</p>	<p>(障害者及び特別障害者の範囲)</p> <p>第十一条 法第二条第一項第二号（障害者の意義）に規定する政令で 定める者は、次に掲げる者とす。</p> <p>一 精神相談所、三十三年法規第十八号精神障害者号に規定する者 二 健康福祉省長官が第百二十号に規定する者</p> <p>(障害者及び特別障害者の範囲)</p> <p>第十一条 法第二条第一項第二号（障害者の意義）に規定する政令で 定める者は、次に掲げる者とす。</p> <p>一 精神相談所、三十三年法規第十八号精神障害者号に規定する者 二 健康福祉省長官が第百二十号に規定する者</p>

○ 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(収益事業の範囲)  第五条 (略) 2 一 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 二 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。	(収益事業の範囲)  第五条 (略) 2 一 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 二 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。
(収益事業の範囲)  第五条 (略) 2 一 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 二 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。	(収益事業の範囲)  第五条 (略) 2 一 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 二 公益法人等が行う前項各事業に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。 イ・ハ) 第二相談所、第一項(精神保健及 <sup>二</sup> 精神障害者福祉)に規定する精神障害者福祉手帳を交付する者による精神障害者福祉に從事する事業は、前項に規定する事業に含まれるものとする。

○ 社会福祉・医療事業団法施行令（昭和五十九年政令第三百四十二号）  
 (第八条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(貸付けを受けることができる者)  <u>第二条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 (略) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第四十二条第一項第七号</u>          に規定する厚生労働大臣が定める事業を行つ医療法人</p> <p>二 (略) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第四十二条第一項第八号</u>          に規定する厚生労働大臣が定める事業を行つ医療法人</p> <p>三 (略) 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第五十条の三の二は民法          第五十九条の規定により設立した法人</p> <p>四 (略) 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第五十条の三の二は民法          第五十九条の規定により設立した法人</p> <p>五～七 (略)</p>	<p>(貸付けを受けることができる者)  <u>第二条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 (略) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第四十二条第一項第八号</u>          に規定する厚生労働大臣が定める事業を行つ医療法人</p> <p>二 (略) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第四十二条第一項第八号</u>          に規定する厚生労働大臣が定める事業を行つ医療法人</p> <p>三 (略) 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第五十条の三の二は民法          第五十九条の規定により設立した法人</p> <p>四 (略) 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第五十条の三の二は民法          第五十九条の規定により設立した法人</p> <p>五～七 (略)</p>

○ 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）

(第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法第二条第一項に規定する政令で定める施設)  <u>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める施設</u>          第二条 第二条第一項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。          一～四 (略)          五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十一条）第一項に規定する精神保健者社会復帰施設のうち、精神障害者生活支援センター（略）</p>	<p>(法第二条第二条第一項に規定する政令で定める施設)  <u>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める施設</u>          第二条 第二条第一項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。          一～四 (略)          五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十一条）第一項に規定する精神保健者社会復帰施設のうち、精神障害者生活支援センター（略）          六～十 (略)</p>

2. ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等新旧対照表  
 (昭和二十五年厚生省令第三十一号) (抄) 新旧対照表  
 (傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
「精神障害者保健福祉手帳」 第二十三条 法第四十一条の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいづれかに該当する。 一 (略) 二 次に掲げる精神障害者支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し	〔精神障害者保健福祉手帳〕 第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいづれかに該当する。 一 (略) 二 第二十七条に定めることを証する精神障害者支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し			
「精神障害者保健福祉手帳」 第二十三条 法第四十一条の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいづれかに該当する。 一 国民年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百四十一号)による障害基礎年金及ぼ国民年金(昭和三十四年法律第百四十二号)による障害基礎年金。 二 改正前の国民年金法(昭和六十年改正法第百五十五号)による障害基礎年金及ぼ昭和三十九年法律第百五十五号)による障害基礎年金。 三 改正前の国民年金法(昭和六十年改正法第百五十五号)による障害基礎年金及ぼ昭和六十年法律第百五十五号)による障害基礎年金。 四 一 生年金保険法による障害年金。 ハ 共済組合法による障害組合会員等の公務員等共済組合法による障害年金。 二 地方公務員等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。 三 共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。	〔精神障害者保健福祉手帳〕 第二十三条 法第四十一条の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいづれかに該当する。 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金及ぼ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十五号)による障害基礎年金。 二 共済組合法による障害組合会員等の公務員等共済組合法による障害年金。 三 地方公務員等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。 四 一 生年金保険法による障害年金。 二 地方公務員等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。 三 共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。	〔精神障害者保健福祉手帳〕 第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいづれかに該当する。 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金及ぼ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十五号)による障害基礎年金。 二 共済組合法による障害組合会員等の公務員等共済組合法による障害年金。 三 地方公務員等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。 四 一 生年金保険法による障害年金。 二 地方公務員等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。 三 共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。		
第二十七条 削除	〔精神障害者保健福祉手帳〕 第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいづれかに該当する。 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金及ぼ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十五号)による障害基礎年金。 二 共済組合法による障害組合会員等の公務員等共済組合法による障害年金。 三 地方公務員等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。 四 一 生年金保険法による障害年金。 二 地方公務員等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。 三 共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五十五号)による障害年金。			

〔精神障害の認定書の申請〕 第二十九条第一項の規定による政令で定める申請書の第一項各号のいづれかに該当する場合は、申請書類を添えて行うものとする。

〔精神障害の認定の申請〕  
第二十八条 法第四十五条の規定による政令で定める精神障害のいふるいの状態にあつては、第一項各号に該当する者に該当する書類を添えて行うものとする。

〔準用規定〕第七条の規定は、法第五十一条の二の四第該項において準用する。この場合にあっては、「別記様式第一号」とあるのは、「別記様式第二号」として準用する。

〔準用規定〕第七条の規定は、法第五十条で読み替えるに当該職員の身分を示す証票式もその規定において準用する。但し、第三項及び第五項において準用する場合にあっては、別記の規定による。

〔法第五十四条の三の二第二項の厚生労働省令で定める便宜〕  
〔法第五十五条の四 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める便  
宜〕  
〔第三十一条並びに生事、身体に清潔の保持等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家  
事並びに相談及び助言等とする。〕

〔法第五十一条の三の二第三項の厚生労働省令で定めめる所による定期的監査による施設〕  
〔法第五十二条の三の二第三項の厚生労働省令で定めめる所による定期的監査による施設〕  
〔法第五十三条の五法第五条の五書面による定期的監査による施設〕  
〔法第五十四条の五精神障害者に対する定期的監査による施設〕

別記様式第二号〔第八条〕

第三第十一認可と第三十認可と第八条ると第六条とは、厚生省労働省の六種類あると認められることは、都道府県に對し、當該精神病院の精神科病院に必要がある。

別記様式第二号〔第八条〕

精神保健等に及び精神障害者に対する法律等)に規定する場合に於ける(申認書等)の規定期間は、前条までの規定があつて、前条までに該職員が立候する場合は、前二項の規定によるものとする。

第二十一条 傷者報診

2 都道府県の該職員は、前二項の規定によるものとする。

3 都道府県の該職員は、前二項の規定によるものとする。

4 都道府県の該職員は、前二項の規定によるものとする。

5 係人第第四項の規定によるものとする。

6 解除

第三と第三のときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があるに当該精神病院の管理に對し、該病院の運営を監督する。

院中その他の者の症状の記述は、その他の指定診療院に於ける精神疾患の診断と治療の結果を記載する。この記録は、精神科病院の入院登録簿に記載される。

(略) 第二十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による。  
3 第二十九条質問又は診察にについて準用する。  
立入検査、

第二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第五項中「その者」を「指定された者」と、「施設」を「施設」と、同条第六項中「第一項」と「第三項」と読み替えることとする。

2 (略)  
(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは、直ちに厚生労働大臣（都道府県知事、又は指定都市市長）に届け出ること。
- 二 府県知事又は保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣（都道府県知事又は保健福祉職員でなくなつたこと）に返還すること。

別記様式第三号〔第二十五条〕

備考

- 1. 医療や生活などのことで相談したいときは、「市町村役場」、「保健所」、「精神保健福祉センター」、「福祉事務所など」に御相談下さい。
- 2. 住所や氏名が変わつたときは、「変更届」を出してください。  
この手帳を万一本くしたりしたときは、再交付を申請してください。
- 3. ださい。
- 4. この手帳は、「他人に譲ったり」「貸したりするることはできません」と更新の申請は、「有効期限の3ヶ月前から市町村役場で行うことができます。
- 5. とができます。

2 (略)  
(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは、直ちに厚生労働大臣（都道府県知事、又は指定都市市長）に届け出ること。
- 二 府県知事又は保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣（都道府県知事又は保健福祉職員でなくなつたこと）に返還すること。

別記様式第三号〔第二十五条〕

備考

- 1. 医療や生活などのことで相談したいときは、「保健所など」に御相談下さい。
- 2. 住所や氏名が変わつたときは、「変更届」を出してください。  
この手帳を万一本くしたりしたときは、再交付を申請してください。
- 3. ださい。
- 4. この手帳は、「他人に譲ったり」「貸したりすることはできません」と更新の申請は、「有効期限の3ヶ月前から保健所で行うことができます。
- 5. できます。

## ○ 介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）（抄）

(傍線の部分は改正部分)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二条第一項に規定する精神障害者居宅介護等事業者、知的障害者居宅介護等事業者、知的障害者その他の事業者	2 四 (略)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二条第一項に規定する精神障害者居宅介護等事業者、知的障害者居宅介護等事業者、知的障害者その他の事業者	2 四 (略)

### 3 精神障害者居宅生活支援事業運営要綱（案）

#### 精神障害者居宅介護等事業運営要綱（案）

##### 1 目的

精神障害者居宅介護等事業（以下「事業」という。）は、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

##### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

市町村は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等に補助することにより事業を実施することができるものとする。

また、市町村は、利用者、便宜の内容及び費用負担区分の決定を除き、この事業の一部を地方公共団体、昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号大臣官房老人保健福祉部長、社会局長連名通知による「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者等及び別に定める介護福祉士に委託することができるものとする。

##### 3 運営主体

事業の運営主体は、適切な事業実施が可能であるものとして、あらかじめ市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が指定した者とする。

##### 4 利用対象者

事業の利用対象者は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするものとする。

ただし、手帳の申請と事業の利用申込みとを同時にあって差し支えないものとする。

##### 5 便宜の内容

事業は、運営主体により利用者の家庭等に派遣されたホームヘルパーが、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与することにより行うものとする。

###### （1）家事に関すること。

ア 調理

- イ 生活必需品の買い物
  - ウ 衣類の洗濯、補修
  - エ 住居等の掃除、整理整頓
  - オ その他必要な家事
- (2) 身体の介護のこと。
- ア 身体の清潔の保持等の援助
  - イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助
  - ウ その他必要な身体の介護
- (3) 相談及び助言のこと。
- 生活、身上、介護に関する相談、助言

## 6 利用者の決定等

- (1) ホームヘルパーの派遣は、原則として当該精神障害者又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「利用者等」という。）からの申込みにより行うものとする。

なお、市町村長が必要と認める場合にあっては、申込みは事後でも差し支えないものとする。
- (2) 市町村長は、申込みがあった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに便宜の供与の要否を決定するものとする。

なお、便宜の供与の要否決定に当たっては、手帳又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の所持、主治医の有無並びに利用者の同意を得て主治医の意見を求めることなどにより、病状の安定及び定期的な通院について確認することとする。
- (3) 市町村長は、当該精神障害者の身体の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、利用者に対するホームヘルパー派遣回数、時間数（訪問から辞去までの実質サービス時間数とする。）及び供与される便宜の内容並びに費用負担区分を決定するものとする。
- (4) 市町村長は、利用者等の利便を図るため、運営主体を経由してホームヘルパーの派遣の申込みを受理することができる。
- (5) 市町村長は、便宜を供与する決定をした時は、利用者等に対し「精神障害者居宅介護等利用者証」（様式〇）を交付するものとし、利用者等はこれを運営主体に提示して利用に関する手続きを行う。
- (6) 運営主体は、便宜の供与の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、当該利用者の便宜の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得て、便宜の供与の契約を締結するものとする（委託で事業を行う場合は、市町村長名で行う。）。

なお、説明又は契約の締結の方法については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。

また、便宜の供与に当たっては、利用者等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間等における対応並びに派遣体制について配慮するものとする。

- (7) 市町村長は、利用者について、定期的に便宜の供与の継続の要否について見直しを行うこととする。

## 7 費用負担の決定

- (1) 市町村長は、原則としてあらかじめ便宜の供与に必要な時間数を決定するものとする。
- (2) 市町村長は、別表の基準により便宜の供与を行った時間数に応じて、利用料を月額で決定するものとする。
- (3) 利用者等は、市町村長が決定した費用を負担するものとする。

## 8 ホームヘルパーの選考

ホームヘルパーは、次の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

- (1) 心身とも健全であること。
- (2) 別に定める講習又はこれと同程度以上の講習であると市町村長が認めたものを修了していること。
- (3) 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- (4) 精神障害者の介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

## 9 ホームヘルパーの研修

### (1) 採用時研修

運営主体は、ホームヘルパーの採用等に当たっては、採用時研修を実施するものとする。

### (2) 定期研修

運営主体は、ホームヘルパーに対して、年1回以上研修をするものとする。

## 10 他事業との一体的効率運営

市町村は、この事業と身体障害者ホームヘルプサービス事業、障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業、母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業との一体的効率的運営を図るとともに、他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行い、また他の精神障害者福祉に関する諸事業等との連携を図り実施するものとする。

## 11 関係機関との連携

市町村は、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、精神障害者地域生活支援センター等の関係機関との連携を密にし、この事業を円滑に実施するものとする。

## 12 事業実施上の留意事項

- (1) ホームヘルパーは、その勤務中常に身分を証明する証票を携行するものとする。
- (2) ホームヘルパーは、その業務を行うに当たっては、利用者的人格を尊重してこれをを行うとともに、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない

こととする。

- (3) ホームヘルパーは、対象世帯を訪問するごとに原則として利用者の確認を受けるものとする。
- (4) ホームヘルパーは、便宜供与開始時その他必要な場合には、保健婦等が行う訪問指導と連携するものとする。
- (5) ホームヘルパーは、現に介護等を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに市町村及び主治医等の医療機関に報告するものとする。この場合において、報告を受けた市町村は、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) ホームヘルパーは、対象世帯を訪問するごとに訪問記録を作成することとし、運営主体はこれを定期的に市町村に提出するものとする。
- (7) 市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- (8) 市町村は、業務の適正な実施を図るため、委託先及び補助先が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。
- (9) 市町村は、この事業を行うため、ケース記録、便宜供与決定調書、利用者等負担金収納簿その他必要な帳簿を整備し、5年間保存するものとする。
- (10) 運営主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、ケース記録等の帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

### 13 費用の補助

- (1) 市町村長は、事業に要する費用を補助するものとする。
- (2) 国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

(別表)

ホームヘルプサービス事業費用負担基準

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分		利 用 者 等 負 担 額 (1時間あたり)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円